

令和2年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和2年6月19日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第33号 高浜市税条例の一部改正について
議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第40号 高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第41号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第42号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第43号 高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第44号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について
議案第45号 事業契約の変更について
- 日程第2 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
議案第48号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第3 議案第50号 調停の成立について
- 日程第4 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義 孝

2番 神谷 直 子

3番 杉浦 康 憲

4番 神谷 利 盛

5番 岡田 公作
7番 長谷川 広昌
9番 柳 沢 英希
11番 北 川 広人
13番 今 原 ゆかり
15番 内 藤 とし子

6番 柴 田 耕一
8番 黒 川 美克
10番 杉 浦 辰夫
12番 鈴 木 勝彦
14番 小 嶋 克文
16番 倉 田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
ICT推進グループリーダー	山 下 浩 二
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	板 倉 宏 幸
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	磯 村 和 志
市民窓口グループリーダー	中 川 幸 紀
経済環境グループリーダー	田 中 秀 彦
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
税務グループ主幹	都 筑 達 明
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	内 藤 克 己
こども未来部長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司

文化スポーツグループリーダー	鈴木 明 美
都市政策部長	杉 浦 義 人
都市計画グループリーダー	島 口 靖
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
上下水道グループ主幹	石 川 良 彦
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

6月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月11日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第50号 調停の成立について及び議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、既に上程された議案の総括質疑の後に、追加の2議案について上程、説明を受け、6月23日開催の総務建設委員会には議案第51号を付託、6月24日開催の福祉文教委員会には議案第50号及び議案第51号の2議案を付託、審査し、最終日の6月30日に討論、採決の順で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第50号 調停の成立について、議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）の2議案を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 議案第32号から議案第45号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議案第33号ですが、市税条例の一部改正で、これまで結婚しているとかそういうことに、これまではそういう違いがあったのですが、これからはなくすということで、どれくらいの方がこれに当てはまるのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 今回改正のひとり親に対する寡婦控除の見直しの件でございますが、婚姻歴の有無とか、男女間の不平等があったことによりまして今回改正をするんですが、そもそも寡婦控除につきましては、サラリーマンの方であれば年末調整、それ以外の方であれば確定申告等で申告をしていただく形で、今は運用しております。ですので、来年以降の影響額でどれくらいの方が申告されるかということは分かりませんので、あくまで住民票上の構成、ひとり親ということでお答えさせていただきます。

正確な数字を出すとなると、やはり所得要件とかいろいろございますので、あくまで参考数値としてお答えさせていただきます。

現状では、申告等によりまして、寡婦控除についてはおおむね800名の方が適用されております。しかしながら、今回婚姻歴の有無等を是正することによって単身世帯、ひとり親世帯で対象となる方を条件等で踏まえると、おおむね1,200名の方が対象となると。ただし全ての方が対象になるわけではございません。例えば世帯主の方が単身赴任で別住所のところで世帯を構えてお

りますと、住民票上はひとり親という形になってしまいますので、そこら辺は御了承いただきたいと思いますが、おおむね1,200名程度が対象になると考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 次に、議案第35号の国民健康保険条例、傷病手当金の支給の問題ですが、これは、新型コロナにかかった場合に減収となった期間が出てくるわけですが、1カ月だけでも保険料の減免ができるのか、ちょっとそのあたりでお示してください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 傷病手当金につきまして、こちらの支給額につきましては、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を実際に就労した日数で割ったものに対して1日当たりの手当金額が出ますが、それに3分の2を乗じた金額になります。それで、それに対して就労を停止していた日という形になりますので、1カ月であっても、その部分で影響してくるところがあれば、その分だけは支給されると思います。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 議案第36号 国民健康保険税条例の一部改正についてですが、すみません、さっきの第35号ですが、これは9月30日までとなっていると思ったんですが、9月30日までで、その後に新型コロナにかかった場合はどうなるのかということをお示してください。

それで第36号ですが、40歳代の御夫婦と子供2人の4人世帯でどれくらいの影響があるのかというのと、それから課税限度額の改正に伴って若干上がるわけですが、影響の世帯数と影響額を教えてくださいと思います。

それから、かなり国保税が高いということが言われているわけですが、本当に払いたくても払えないというような方たちも多いわけで、課税限度額の引上げ改定を今度のようにしなくても、税額を引き下げるなどの方法もあると思うんですが、その点検討したのか、できない理由があるのかお示してください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） それでは4点ほど御質問をいただいたかと思います。

まず、1点目の傷病手当金の関係で、9月30日が適用期間の末日となっておりますが、それ以降についてというような御質問だったかと思います。適用期間の最終日であります9月30日を超えて入院等が継続している場合であっても、傷病手当金の支給対象となります。

続きまして、40歳代の御夫婦と子供2人の4人世帯でどれくらいの影響があるかという御質問だったかと記憶しておりますが、今回の条例改正の内容が、高所得者を対象といたします賦課限度額の改定と低所得者を対象といたします軽減基準額の改定であります。対象が異なってまいり

ますので、それぞれの改正につきまして、影響を受ける給与世帯の目安となる額をお答えしたいと思います。

家庭の条件で、夫婦と子供2人の4人世帯で世帯主の給与所得のみで生計を維持しており、その他の世帯員には所得はないという世帯を想定して試算をさせていただきました。

まず、低所得者の方に対する軽減基準額の改定についてでございますが、給与所得241万円、これは給与の収入目安といたしますと369万円の場合、改正前の基準では軽減に該当せず、年間の保険料は41万7,800円となりますが、今回の改正により2割軽減の対象となるため、年間の保険料は37万3,800円となり4万4,000円の負担軽減となります。

また、給与所得147万円、給与の目安でいきますと236万円相当の場合ですと、改正前の基準では2割軽減に該当し、年間の保険料が28万4,500円となりますが、改正後は5割軽減に該当しますので、年間の保険料は21万8,400円となり、6万6,100円の負担軽減となっております。

続いて、同じ世帯を想定いたしまして、賦課限度額に該当する給与所得の額を試算したところ、改正前の賦課限度額96万円に到達する給与所得では約811万円、改正後の賦課限度額99万円に到達する給与所得では約843万円となります。世帯の所得状況によって計算結果、算定結果は異なっておりますので、御了承ください。

続きまして、課税限度額の改正に伴います影響世帯数、影響額をお知りになりたいという御質問だったと思います。今回の課税限度額の改定に伴います影響額を令和2年度当初予算編成時点、令和2年1月1日のデータからの試算となりますが、加入世帯が4,757世帯のうち賦課限度額に達していた世帯は、医療分で84世帯、介護分で62世帯でございます。賦課限度額を現行の額から改定後の額に変更して試算した結果、国民健康保険税の負担増となる世帯は、医療分で89世帯、5世帯の増、影響額は約172万円となり、介護分では68世帯で6世帯の増、影響額は約66万円となります。

最後に、今回の課税限度額引上げ改定につきまして、税額を引き下げるなどの方法等も検討したのかというような御質問だったかと思っております。国民健康保険税の課税限度額の引上げは、中間所得者層の負担を軽減することを目的として行われているものとなっております。国民健康保険税のうち所得割として賦課するのは保険税全体の約5割となります。その額を所得割が課されない低所得者を除く中間所得者層が分担しているため、賦課限度額の引上げによる財源で所得割に係る方全体の負担が軽減される結果につながっております。このため保険税率のうち所得割率を引き下げる効果を持つものとなっております。

なお、この影響の及ばない低所得者層につきましては、均等割と平等割を所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減にする制度がありますので、これにより負担の軽減が図られていると考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 十分分かったと言いたいところですが、国保が非常に高いということで、払うのに難儀をしてみえる方も多いところですので、あまり上げることについては賛成できないんですが、子供の多い自治体などは、子供の分について、子供は所得がないものですから子供の分については何割か減免している自治体もありますが、そういうことをしようとはしなかったのかどうかということを知りたいと思います。

それから第37号、後期高齢者の関係ですが、国民健康保険の条例、傷病手当金の問題なんですが、市町村で行う主な事務というのは何があるのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書の受付事務が新たに加えられることになりまして、傷病手当金の受付事務は市町村で行うこととなります。受付をした申請書につきましては、内容の点検、支給額の計算を行い、計算が完了した申請書を広域連合に送付することとなります。

なお、支給、不支給の決定につきましては、随時愛知県の後期高齢者医療広域連合で行われ、申請書を受け付けた市町村には、支給、不支給の決定書通知書の写しが提供されることとなると聞いております。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） 最初の御質問の子供の数に応じました軽減につきましては、本市は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 第36号で、今、課税限度額の増のほうの世帯はお答えいただきましたが、この軽減判定所得の改定された5割軽減、2割軽減の減額される世帯はどのくらいあって、どのくらいの影響額なのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 今回の軽減基準額の改定に伴います影響額を令和2年度当初予算編成時点のデータに基づき試算しましたところ、軽減対象となる世帯の基準の拡大に伴い、2,518世帯から2,572世帯となり、54世帯ほど増加すると見込んでおります。

内訳といたしましては、5割軽減の対象世帯は、1,352世帯から1,379世帯へ27世帯ほど増加すると見込んでおります。この増加いたします27世帯につきましては、2割軽減から5割軽減の対象世帯に移行する世帯と推測をしております。2割軽減の対象世帯では、1,166世帯から1,193世帯へと27世帯ほど増加すると見込んでおります。影響額、軽減額の増加分につきましては、2割軽減から5割軽減対象世帯への移行に伴い61万円ほど、また新たに2割軽減対象世帯に該当する

ことに伴い28万円ほどになると推測しております。

令和2年度分の本算定を今月末に予定しておりますが、世帯の加入状況や算定に用いる所得等の条件が異なりますので、答弁した数値が変動することについて御承知おき願います。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 議案第39号の介護保険の保険料の軽減についてお願いいたします。

昨年6月議会におきましても、今回の介護保険料軽減の条例が上程されております。今回の改正理由について教えてください。

また、保険料軽減を受けられる方はどのような方々か。また、対象数と軽減される保険料はどのくらいになるのかも教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 今回の介護保険料の軽減は、昨年の改正と同様に、昨年10月に消費税が増税されたことによる低所得者への介護保険料の軽減強化が目的でございます。

また、軽減対象者は世帯全員が住民税非課税であり、かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の所得段階1の方、80万円を超え120万円以下の所得段階2の方、120万円を超える所得段階3の方が対象でございます。

また、軽減される対象者と金額でございますが、所得段階1の方が941名で年5,130円の減額、所得段階2の方が576名で年8,550円の減額、所得段階3の方が589名で年1,710円の減額となります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） それでは、この軽減でございますが、いつから、どのように保険料が軽減を受けられるのか。また、対象者への周知方法について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 普通徴収では8月から、特別徴収は10月から減額した保険料を反映して納付をしていただく予定となっております。

周知方法につきましては、本年8月10日前後に発送予定の介護保険料の納付通知書の中に、今回の保険料軽減の説明文を同封しまして周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ちょっと私も先ほど内藤議員が聞いていた議案第35号についてちょっとお伺いをしたいんですけれども、今回コロナの関係ということで、国保のほうで問い合わせ等があった、相談があった件数とかがもし分かりましたら教えていただきたいなと思うのと、マスコミ等

を見ていますと、結構コロナの感染をした後に後遺症が残ったよという方もあったりするんですけども、そういったところというのは今後どういうふうになっていくのか、もし何かあれば教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 1点目の御質問について、どれくらいの相談があったかという御質問だったかと思います。今般の新型コロナウイルスによります市民からのお問い合わせの状況でございますが、本市におきましては、現在までに二十数件程度、4月以降からは週に二、三件程度発生しております。

他市の状況のほうを伺いますと、早いところでは国民健康保険税の納税通知書を発送したところ、通常の減免を除くコロナ減免の相談が非常に多数あったと聞いております。本市におきましても、7月中旬に納税通知書の発送をさせていただく際に、こちらの傷病手当金、国民健康保険税の減免のチラシのほうを同封させていただこうと思っておりますので、同様に多くの御相談があると見込んでおります。

2点目の後遺症対策というところで、傷病手当金につきましては、本年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことなどを踏まえまして、適用期間が令和2年1月1日から令和2年9月30日となっておりますが、国内の感染状況等を踏まえて、国の動向により適用期間が、後遺症も含めて延長される可能性はあると考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） すみません、議案第33号について、もう一度ちょっとお聞かせください。

個人市民税の改正で寡婦からひとり親ということで改正があったと思いますが、どのような条件に変わったのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 今回の改正におきましては、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、現制度における問題点、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平感を解消するために、主な改正が3つ行われました。

1点目としましては、婚姻歴の有無や性別に関わらず生計を一にする子供を有する単身者につきまして、新たにひとり親控除というものを適用するものでございます。2点目としましては、寡婦控除の見直しを行い、子供以外の扶養親族を持つ寡婦につきましても、所得制限を設定することで引き続き寡婦控除を適用することにしたものであります。3点目といたしましては、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとし、見直しをかけたものが今回の地方税法の改正になりますので、それに伴いまして市税条例を改正するものでございます。

○議長（杉浦辰夫） ちょっと注意させていただきます。

発言のときは、議席番号を言ってから発言していただくようお願いいたします。

ほかに。

12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 議案第40号、第41号、第42号について、それぞれ条例の施行日についてお聞かせ願いたいと思います。

現体育館、体育センターの廃止が12月24日に行われます。また、今建設中の高浜小学校の学校体育館でありますメインアリーナの目的外使用や地域交流施設のサブアリーナの供用開始が来年1月4日からとなっております。メインアリーナは、学校授業では10月から利用が開始できると伺っております。学校授業での利用と一般市民の利用との供用開始時期がずれておりますけれども、一般市民の利用を1月としたその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 高浜小学校の整備事業の推進に当たりまして、もともとの予定としましては体育センターを今年の8月末に閉場、そして9月からメインアリーナ、サブアリーナ等、第2期施設を供用開始する見込みということで進めておりましたが、旧校舎のアスベスト除去工事の関係上、工期が2カ月程度ずれ込んだということから、供用開始時期は遅れたものでございます。

学校授業につきましては、竣工後にすぐにメインアリーナの利用を開始しまして、現在の学校体育館の解体のほうに着手してまいります。仮囲いですとか足場の都合もありまして、12月中は、敷地の中に来場者の駐車場を確保するということが困難というような状況でございます。それから、ちょうど10月から11月にかけてといいますのは、例年市民スポーツ大会の時期でございます。今年は新型コロナウイルス感染症の問題がありますので、市民スポーツ大会を開催できるかどうか、現段階では未定ではございますが、市民スポーツ大会を開催するといった場合に、大会期間中の10月から11月に体育センターを閉めてメインアリーナ、サブアリーナへ移行するといったことは困難でございます。こうしたことから、体育センターの運営は12月23日までで、地域交流施設の一般利用のオープンの時期は令和3年1月4日からとしたものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

次に、第40号の高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでありますけれども、当然現体育センターの閉場に伴い、定期的に利用されている利用者に、たしか3月頃に説明会を開催するというお話を伺っておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染防止のために、会場が5月末まで閉館されているということから、そういうことができかねていると伺っておりますけれども、今後、定期的に利用される方への今後の対応、説明をどうされていくのか、

お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 議員おっしゃいますとおり、3月に予定しておりました体育センターの定期利用者への説明会のほうは延期とさせていただきました。市内の方については年2回以上、それから市外の方については月1回以上利用させている方に案内をお送りしていましたが、今説明会はできていないというような状況です。

ただ地域交流施設の2期オープンが令和3年1月の予定であるということにつきましては、今年の広報たかはま2月1日号にて周知をしております。あと並行して体育センターの利用者に対しましては、窓口において地域交流施設の2期オープンの時期が令和3年1月の予定であるということ、それに伴って体育センターが閉場になる予定である、そういったことはお伝えしておりますので、閉場時期等についてはおおむね伝わっているものというふうに考えております。

説明会では、新たに整備されるメインアリーナやサブアリーナの概要について周知する予定をしておりましたが、今できていないという状況でございますが、本議案がもし御可決いただければ、まずは広報やホームページで施設の概要や利用方法、使用料などについて周知をしてみたいと考えております。

説明会につきましては、今こういった状況でございますので、こういった形で開催すればいいかということは模索してみたいと思います。場合によっては資料をお送りして、個別に問い合わせにお答えするというところもあるかなというふうに考えておりますが、いずれにせよ、どういう形がふさわしいかということを考えてまいりたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

次に、第42号で今度の高浜小学校との整備事業でメインアリーナがホール機能として利用できることになりました。取壊しをしました中央公民館ホールの利用料と比較して、どのような金額設定になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 中央公民館のホールの使用料でございますが、当時は1時間4,860円ございました。この金額に消費税の増税分ですとか人件費の物価上昇分を反映いたしますと、1時間5,420円という試算になります。

今回のメインアリーナをホール機能として利用した場合の使用料でございますが、フロア全面の使用料が1,760円、これにステージ利用480円を加える必要がありますので、1時間当たり2,240円となります。これに加えて、もし空調ですとか移動観覧席を利用する場合は別途加算となりますので、空調や移動観覧席も使った場合の1時間当たりの使用料としましては4,540円と

いうふうになります。それから備品に関しましては、新旧対照表の80ページのとおりでございます。中央公民館のホールと同様に、使用する備品の内容に応じて備品使用料が別途必要となるものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

では、使用料、手数料の基本的な考えを少し伺いたいと思いますが、この算定方法の基準というのは、当市では設けておられるのか。設けているなら、その具体的な内容をお示ししていただきたいと思いますが、利用料、使用料については、もう少し実態に合わせた料金設定をしたらいいじゃないかという御意見も伺っております。高くしたらどうかという方もみえますけれども、やはり文化施設であります施設ですので、広く市民の皆さん方に文化の交流でありますとか伝統の継承でありますとか、あるいはグラウンドであれば小学校の学校教育に補足するような健康維持、あるいは高齢者におかれましては健康維持をするための施設として広く使っていただくという考えが私はあると思いますけれども、この設定基準、算定方法の基準と、どのような考え方をもって算定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 使用料の積算の考え方ということでございますが、まず、施設の運営や維持管理に係る年間の維持管理費というものを算出しております。具体的に言いますと運営委託料ですとか、光熱水費、施設の補修費用というふうになりますが、それを合計しまして、1平米当たり、まず1時間単位幾らという維持管理原価というものを算出しております。それに貸出し面積を掛けて、さらに消費税を掛けて今回の使用料を算定させていただいております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） まず議案第40号についてお聞きします。体育センターがこれで廃止されるということですが、今まで体育センターを使っていた方々が今度のメインアリーナとかサブアリーナに移るといことで、その移った場合、皆さんそれぞれ時間とか希望している曜日、時間があるかと思うんですけれども、皆さん希望どおりに当てはまる、もしくはほかの施設でも結構なんですけれども、何とかして今までどおりの活動ができるという調査はされておりますでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 体育センターからメインアリーナ、サブアリーナに移行するシミュレーションということはさせていただいております。基本的には、ほぼ全ての方たちが移行できるというふうに見込んでおりますけれども、一部の方たちが時間あるいは曜日のところが少し重なるといった部分がございます。ただ、ほかの学校開放の施設ですとか、そういったとこ

ろを御利用いただく、そういうようなことで何とかカバーができるのではないかとこのように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほどほかの議員の質問でもあったように、今現在説明会が行われていないということで、先ほど広報たかはまとか、利用している人にはお伝えしているよということなんですけれども、ほとんどの市民の方が知らない状況だと思っております。やはり移動も含めて、最低でも1年ぐらいかけて、きちんと一団体一団体ごとに説明をして、きちんとその方が次の場所へ移るということを納得されてから、やはり施行すべきだと思うので、やはりこの廃止というのをすぐするのではなくて、1年ぐらいきちんと市民の方に丁寧に説明していくという、そういうことは考えなかったのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私どもは以前からもお答えをしておりますけれども、やはり一番利用にとって影響が大きいのは定期的に使われている方であるということで、先ほども申し上げましたが、体育センターについてはかなり幅広く、市内の方については年2回以上、市外の方でも月1回以上ということで、幅広く拾い出しをしております。ただ、だからと言ってそれ以外の方が説明会に参加できないということではございません。

それから、今回の移転に関しては、施設がなくなってしまうということではなく、体育センターを閉場しますが新たな施設に移っていただくというようなことでございますので、今は時期等については周知をさせていただいておりますけれども、今後のところは、定期利用者に対していろいろな情報発信、また市民に対しても広報等での情報発信をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 議案第41号についてお伺いいたします。

こちら地域交流施設ということで、高浜スポーツクラブさんに1カ月3万1,731円ということで利用料金のほうが定められておりますが、この金額の根拠を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） たかぴあのほうの維持管理原価を基に、事務室のほうが使用する面積が34平米ということになりますので、それに時間数、日数を掛けて算出したものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、時間と日数を掛けてということなんですけれども、時間は、その利用される時間だけなのか、物を置いているから24時間で計算されているのか、それと日数に関してもどういう計算方式なのか教えていただけますか、具体的に。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 使用時間については、施設の休館日が年末年始ですので、その部分を除いた形、それから時間については、業務時間が9時から5時ということになりますので、その時間数で積算をしております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 議案第42号について伺います。

以前、メインアリーナを使ったときに、多くの市民がメインアリーナで何か催し物、企画物をやると言ったときに、200台くらいしか現在駐車場のほうは確保できていないということで、以前の議会でグラウンドのほう、駐車場のほうも使っているというような話があったと思うんですけども、それに関して、ちょっともしメインアリーナで企画物をやるよというときは、駐車場のほうも一緒に連動してとれるのか、別々で両方とらなければいけないのか、それから駐車場を使用した後の整備とかはどうなるのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 駐車場につきましては、基本的に敷地でめいっぱい確保して約200台確保しております。ホールを使った場合、グラウンドが使用できるかどうかという話でございますが、このグラウンドというのが、2期工事において雨水排水のためにグラウンド全体に勾配をつけるような構造になっておりまして、特に雨が降ったときに使われるとちょっと状況が悪くなる、これからずっと使っていくということもありますので、基本的には学校のグラウンドはあまり使用しないというような方向で、今現在調整をしているところでございます。もし駐車場がないということでございましたら、基本的に関係者の駐車場もその200台のところに入っていますから、それを一時的にどこかへずらす及び市役所の駐車場を使わせていただく、臨時駐車場を使わせていただく等々、そうやって知恵を使いながら皆さんが納得いただけると思いますか、安全に使用していただけるように、今後、知恵を寄せていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） メインアリーナとかで大きな行事とか、大体春とか秋とか重なるんですよ、皆さんいろいろやりたいという時期が。こういうときに、このメインアリーナとかでも使用の申込みがあった場合、例えば同じ時間、同じメインアリーナで予約されたという場合は、どのように、どこが使えるとか、どういう基準になっているのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在考えておりますのが、今の1期オープン施設でも同じですけども、月初めに申請書を出していただいて、その内容を基に利用調整を図って決定をしていくということをやっておりますので、基本的には同じ方向で考えております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 利用調整はどなたが、どういう基準ですか教えてください。

〔「議案の範疇を超えています。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 参考までにとということでお答えをさせていただきますけれども、今施設の運営のほう、高浜スポーツクラブのほうが受託をしておりますので、事務的なところはそこが調整を行います。ただ、いろいろ判断に迷う場合があれば、私どものほうに相談がございますので、私どものほうと調整して決めていくということでございます。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） この図工室、音楽室、多目的室、家庭科室ということで今回利用設定のほうが行われているんですけども、これは多分高浜小学校と一緒に施設を複合で利用するのかなと思われるんですが、図工室とか例えば家庭科室だとお皿とか食器とか調理用具とかいろいろ置いてあると思うんですけども、そういうものは使用できるのか、どういう基準になっているのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、家庭科室の例でお皿とか調理用具というお話がございましたが、現在、学校のほうとも調整をしておりますが、児童が使うものと一般に貸し出すものは、分けるというような方向で現在検討しております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員にちょっと確認します。

質疑は、同一議員につき同一議題について一応2回までということになっておりますので、議長のほうの許可を確認してからの質問をお願いいたします。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、議案第43号についてお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） はい。

○16番（倉田利奈） 児童センターの設置及び管理に関する条例ということで、集会室、多目的室、児童クラブ室、遊戯室ということで、今回利用料金のほうが決まっているということなんですけれども、こちら児童センターと児童クラブ、これ両方が子供たちが下校した後とか夏休みとか、そういうときに、これ集会室、多目的室、児童クラブ、遊戯室、全て使用をされていると思うんですけども、子供たちが使用している以外の時間帯の使用時間ということではよろしかったでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 議員おっしゃるとおりで、子供が利用している以外の時間帯を使用してもらうという状況でございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかにないですか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第32号から議案第45号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第32号から議案第45号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議案第46号から議案第49号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただくようお願いいたします。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） それでは、議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）についてお伺いをします。

これは補正予算書しかありませんけれども、中身としては、新型コロナウイルス感染に伴う支援という部分での一つの事業というような形で私は見ておりますけれども、近隣市でも水道料金、基本料金の免除というのは実施をするというお話も伺っておりますし、全国的にも非常に多くこの手法をとられた支援というのがあると聞いております。

この補正予算書によると減額のみなんですよね。繰入金というのが計上されておられませんけれども、基本的な考え方、減免するという部分に対して、この予算書が構成されている基本的な考え方というものを一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 水道基本料金の免除でございますが、議員おっしゃるとおり、近隣市では既に実施されているところもございます。本市におきましても、市民の不公平感を早期になくすこと、また感染予防の観点から手洗いを積極的に実施していただきたく、今回は水道事業会計で対応するものでございます。

水道事業につきましては料金収入をもって経営をしており、一般会計から財源の補填をしていただくことが望ましいことではございます。しかしながら、新型コロナウイルスの様々な施策や事業の前倒し、それから感染の第2波、第3波も懸念されていることから、今後の社会環境や経済環境がどのようになるのか、先行き、こちらのほうが相当不透明な状況でございます。よって、まずは市民の皆様の負担軽減を最優先として、水道事業として先行して実施をさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） ありがとうございます。

まさしく一般会計のほうは非常に厳しいと、さらに先行きが見えないところというのは、それにまた拍車をかけて厳しさを増すのではないかというふうに懸念をされるところは分かりますけれども、水道料金に例えば跳ね返ってくるのがあったりだとか、あるいは様々な水道を安心・安全な形で市民の方々に届けるためには、それなりに通常、維持管理費も含めて更新費用も含めて様々お金がかかるわけですね。

ですから、そこに対して何らかの影響が起きては、これはまた本末転倒の話になってしまうということになるものですから、今後のこの企業会計に対して、水道事業に関しての経営というものをごどのように考えてみえるのか、また、近隣市も多く基本料金の減免をやられておられると思うんですけれども、一般会計からの繰入れというのは、状況が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 今後の経営に対してどのように考えているかということの御質問であるかと思えます。

今回の減免措置につきましては、緊急的に発生し、市民や経済活動に大きく影響したため対応させていただくものでございます。ライフラインである水道事業は、常時はもちろん非常時においても安心・安全な水を安定して提供し、持続可能な経営をしていくことが何よりも重要であると考えております。中長期的にも安定した経営状況を維持していくためには、昨年度策定をさせていただきました経営戦略、こちらのほうの進捗状況を確認いたしまして、事業の実施に課題等が生じている場合には、その理由を分析するとともに、こちらの経営戦略のほうにつきましても見直しを行ってまいりまして、PDCAサイクルにより継続的な改善を図ってまいりたいと考えております。

それから、近隣市の状況でございます。一般会計からの繰入れ状況でございますが、刈谷市、安城市は繰入れがあり、碧南市、知立市は繰入れなしと聞いております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） ありがとうございます。

昨年、まさしくしっかりとした計画をつくられておるわけですので、それに関しては、その進捗管理をしっかりとしながらやっていっていただきたいと思えますけれども、例えばこの秋冬に、またコロナの2波、3波が来たといったときに、また4カ月減免するとかということは私は必要ないと思うんですよね。今回は、まさに全く分からない状況の中で国民全体、市民ももちろんそうですけれども、あわてふためいたところがある中で、少しでもというようなレベルの中でやら

れたことだと思います、この支援に関しては。ですから、コロナが来たから必ず水道が安くなるんだと、基本料金が減免されるんだというようなことを思わせるようなことのないような周知の仕方をしっかりとしていただきたい。支援事業としてやるんだというところをしっかりと周知をしていただきたいと思いますけれども、周知の方法だけお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 市民への周知でございます。まず、ホームページ、それから広報、こちらのほうに掲載をさせていただく予定をしております。また、6月定例会の議案として新聞紙上にも取り上げていただいたところでございます。さらに、私どもの上下水道グループの窓口のカウンターにも、その旨の掲示をさせていただくことを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私のほうからは、2議案について総括質疑をさせていただきます。

議案第46号 高浜市一般会計補正予算（第4回）、これの33ページ、そのところに総務管理費の文書管理費ですけれども、ここのところで訴訟等業務委託料91万円が計上されておりますけれども、説明はあったと思いますけれども、これの具体的な内容を1点お聞かせさせていただきたいと思います。まずそれから。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 事前に御説明のほうをさせていただいておりますが、今回、固定資産に関する訴訟が控訴されたことにより、弁護士との契約に伴い必要とされる費用を計上させていただくと。ただ着手金につきましては、既存の予算枠が既にあることから契約のほうはさせていただいております。それに伴い、今後の訴訟対応によって不足が生じますので、それに対して補正をさせていただくということになります。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、この後また追加で出てくるということはあるわけでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 訴訟の提訴の状況に応じましては、また不足が生じましたら補正をさせていただく、もしくは予算措置をさせていただく予定となっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、次に先ほど質問がありましたけれども、議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、そのところで質問をさせていただきます。

まず2点あります。基本料金の減免は一般家庭だけか、それとも企業も対象になっているのか、まずそれを1つ。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） 全ての水道利用契約者でございまして、企業さんのほうも対象となっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 企業ですと基本料金は口径別で計算してまいりますよね。そうすると13ミリ、20ミリ、それから25ミリ、40ミリ、75ミリ、そういった基本料金があって、かなり金額的にも差がありますけれども、それ全部対象にしているわけでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） 先ほど回答させていただいたとおり、全ての水道契約者ということで、小口径から大口径まで対象となっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕は、それはいかがなものかと思えます。例えば一般家庭ですと月額の基本料金が900幾らでしたか、ちょっと僕すっかり覚えてなくて申し訳ないですけども、以前担当者であったのに。ところが企業で75ミリですと、もっと十何万だとか、そういったような基本料金になるところがあるはずなんですけれども、それは一回ちょっと見直していただく必要があると思えます。

それで、申し訳ないですけども、今ここのところで営業収益が8,261万5,000円、これだけ減額されることになっていきますけれども、これの積算根拠を一回示してください。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） 先ほど13ミリだと2カ月の基本料金が税抜きで1,100円になります。20ミリだと2,980円、40ミリ、1万8,820円、先ほどの一番大きい口径で75ミリだと6万9,620円となります。

あと積算根拠といたしましては、対象となる件数が3月、4月分の実績分ということで、3月分が1万1,682件、4月分の調定分が9,742件で、対象となるのが2万1,424件ということで積算させていただきます。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時1分休憩

午前11時9分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

黒川議員、そのままいいですか。次にいきますか。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、13ミリが1,100円、20ミリが2,980円、40ミリが1万8,820円、75ミリ

が6万9,620円ということですから、これの箇所数、これに件数を掛けたやつがその数字になってくるはずですから、その世帯数を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） メーター口径13ミリが、先ほどお話しさせてもらった3月、4月分の実績分ということで1万5,411件、20ミリが5,644件、25ミリが224件、40ミリが96件、50ミリが36件、75ミリが13件となっております。

○議長（杉浦辰夫） 黒川議員、ちょっと先ほども言ったように、同じ議題で2つ以上言ってみえますので、また改めてグループのほうへ確認していただくなり。

○8番（黒川美克） それではもう1点だけ。

○議長（杉浦辰夫） はい。

○8番（黒川美克） 一般家庭と、それから企業でやっていくといふとかなりの数字の開きがあるわけです。それで、普及率が99.9%とかという話を聞いたんですけれども、残りの0.01%の方がいわゆる井戸とかを使っておって、入ってみえない方がおいでになるわけですね。水道に入っていない人はいいですわ。だけれども、その部分が皆さんの水道料金に全部跳ね返ってくるわけですので、ですから私はこの部分については、きちっと一般会計で僕は当然補填すべきだと、そういうふうに考えていますので、あとのことは別として、取りあえずこれだけの減免のやつについては、これを一般の水道の利用者の人に負担をさせるというのはいかがなものかと、そういう具合で、ぜひ一般会計で負担していただきたい。

それから、他市の状況で、他市も企業まで全部、一般家庭だけじゃなくて、他市も全部そういうような形で大口径まで減免しているのかどうかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） まず、少し私のほうから回答させていただきます。

まず水道事業というのは、黒川議員、御承知のとおり地域の1社独占企業でありますので、適正な原価を積んでいった上で算定された料金でなければいけないということがありますので、当然私どもも適正な原価に基づいた水道料金でありますので、一般会計で負担をすべきだというのは考えておりますが、冒頭のところで部長が答弁申し上げましたが、今後、コロナの第2波、第3波、どういう対応があるか分からないということで、会計間の繰入れは、国からの臨時の交付金もありますので、そういうものをトータルで考えて判断をさせていただきたいということになります。

それと、減免の関係が一般家庭のみにするべきじゃないのかという御指摘がありました。市長も最初の指摘は、そうすべきだと、4月早々にいろいろな団体が水道料金、全需要家に対して軽減していくという話が出たときに、やはり一般家庭でいくべきだということで、最初はそうのようにスタートいたしました。1つ問題になったのが、黒川議員、御承知だと思いますが、大口径で

入って中は一般家庭で、管理会社が13ミリ相当で料金を回収している、そういうシステムがある。そのところが抜け落ちる可能性があるという指摘があったということと、当然企業のところも厳しい経営をされている企業もあるし、そこの従業員さんがコロナの感染防止のために手洗い等をされているんだらうということで、最後は全需要家に対してやるという判断をさせていただいたものでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） では、議案第46号 令和2年度一般会計補正予算の中で、主要新規事業の3ページにプレミアム商品券事業費補助金というものがありますが、これについてお伺いいたします。

事業費の財源内訳を見ますと、全額が一般財源となっています。したがって、この事業は市の独自施策なのか、国や県の補助金事業に該当するものなのかお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） ただいま御指摘のとおり、今回のプレミアム商品券の事業は、市単独の事業で実施することを現在考えております。今後は愛知県の補助金が充当できる可能性がございますので、その際は愛知県の補助金のほうを充当したいということを考えております。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

それで、このプレミアム商品券事業は過去に何度か実施されていますが、今回、市の独自事業としたときに、この時期に実施するという事になった経緯についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） この時期に実施した経緯でございます。市単独のプレミアム商品券事業を行うのかということでお答えをさせていただきますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済活動が停滞してきたことを受け、令和2年5月1日に高浜市議会議長名で新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する要望書が出されました。加えて令和2年5月12日に高浜市商工会より新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書も出され、その中に一文として、新型コロナウイルス感染症収束後の経済支援の実施等が盛り込まれておりました。これを受け、緊急事態宣言解除後の経済活動を盛り返すきっかけの一つとして、今回の事業を実施することとなりましたので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

最後になりますが、過去に行われたプレミアム商品券事業を含め、この事業を実施された後の市場効果について、どのようにお考えになっているかお聞かせ願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 今回の新型コロナウイルス感染症の広がり、全ての社会活動に対して影響が大きく、百年に一度の危機と言われております。これまでのプレミアム商品券以上のものとして、プレミアム率を100%といたしております。市場効果につきましては、このプレミアム商品券事業の実施主体である高浜市商工会が中心となって皆さんの声を集めるとともに、効果測定を行っていく予定でございますので、お願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 同じく議案第46号、今のプレミアム商品券についてお伺いいたします。

まず、新規事業を見ますと事業概要の対象が市内で営業する事業者、市民ということで、事業者に対しては全ての事業者を対象にするのか、当然中にはやはり現金でやったほうがいいということで、こういったものを避けるところもあると思います。

それともう1点が、事業者にとって、特に個人商店においてはやはり現金がやはり大事だと思いますので、この商品券を使ってもらってから、商品券を現金化する流れ、特に期間についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 今回の市内で営業する事業者ということで、全ての事業者ということでございますが、一応今、商工会と詰めている内容でいきますと、まずはこの商品券を取り扱っていただける事業者を募集するところから、ひとつ始まっていきます。当然ながら、やはり商品券を取り扱うのも面倒だというような方、あと、うちはいいよという方もおられますので、そういった方については応募のほうはされないかなど。そういったところについては、事業者応募のチラシを広く市内の事業者に商工会のほうで手配されるというふう聞いております。

次の商品券を現金化するところでございますが、商品券につきましては、一応銀行さんを介して換金するという形で、一旦商工会が預かり、銀行で換金するという形で今考えております。

○議長（杉浦辰夫） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） そうしますと、例えばこれからまた今後の検討だと思いますけれども、例えば使えるところはステッカーみたいなものを貼っていくとか、それから今の現金化の話ですけれども、例えばやはり一日も早く現金化したいというのが個人事業主さんの思いだと思いますので、そこら辺のことを、どうですか、どのくらいの期間でこれは現金化できるものか。もしそこら辺のことが分かれば。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） 商工会からは、取扱い店舗につきましてはステッカー等の表示をして、市民の皆様に分かりやすく表示をするということで伺っております。

それから換金期間につきましては、令和2年9月1日から12月25日まで受付をされると伺って

おりますので、商品券が集まり次第、商工会さんのほうに換金の依頼をすれば直ちに口座のほうに振り込むということで、商店さんのほうが商品券を持つ期間がなるべく短くなるように配慮していただけると伺っております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 私も議案第46号、今のプレミアム商品券事業のところ、目的のところに商品券の引換券を郵送して市民の利便性を図るとありますが、この引換券を郵送するというのは市がやるのか、商工会がやるのか、どのようになっているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 商品券の引換券の郵送の手配でございますが、現在商工会が実施する中で、商工会さんとその辺を調整しました。商工会さんのほうにつきましては、今回、政府が行いましたマスクを配布する方式、いわゆる郵便局が把握している世帯のところに引換券を渡すということで今考えると聞いております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 一般補正予算書の32ページ、33ページ、2款1項の総務管理費についてお聞きいたします。市民活動支援費ということで地域内分権推進事業、これ何かまち協さんの備品ということなんですけれども、なぜ当初予算ではなくて補正で上がってきているのか、それから詳しい内容をお聞きしたいのと、あとその下のアシタのたかはま研究事業、こちらはこういった研究事業を……

○議長（杉浦辰夫） 倉田議員、もう少しマイクを近づけていただけますか。

○16番（倉田利奈） 研究事業のほうなんですけれども、こちらがこういった団体なのか、そして、委託料に係る日本語教育についてなんです、こういった場所でこういった方々が受けることができ、こういった方が講師になられるのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、なぜ当初予算ではなく補正予算なのかというところでございますが、こちら地域内分権推進事業のほうにつきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業としてコミュニティー活動に必要な備品とかの整備に対する助成ということで、歳入のほうにあるんですが、一般財団法人自治総合センターコミュニティー助成金という形で10分の10の補助がついております。そちらの交付決定のほう、当初予算の算定期間には間に合わず、交付決定がたしか令和2年3月31日というような交付決定日になっておりますので、直近の今回の6月議会の補正予算として歳入歳出両方とも上げさせていただいております。

次に、詳しい内容につきましては、各まちづくり協議会さんが活動の充実のために必要なもの

ということで、どのようなものが必要になりますかという意見聴取を行って、具体的には、翼まちづくり協議会さんのほうに印刷機、従来あるんですが、もう大分古くなってきたということで、そちらの更新を予定したいと、高浜まちづくり協議会さんには大型のインクジェットプリンターとカラオケシステム、吉浜まち協さんについては液晶プロジェクターやスクリーン、こちらの更新をしたいというような御要望がありましたので、このコミュニティー助成事業の補助金を活用して整備をしたいと考えてございます。

次に、アシタのたかはま研究事業のところ、こちらにつきましても、補正予算については同様に28ページ、29ページでございます県支出金のところにあります地域日本語教育推進補助金というものを活用して実施をしていきたいと考えておりまして、こちらの交付決定のほうが当初予算の編成の時期には間に合わないというところでありましたので、今回、6月補正のほうに計上させていただきます。

具体的な内容でございますが、高浜は年々外国人の方が増えておるといふようなところで、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図るといふようなことを目的に、日本語能力が十分でない外国人の方に対して初期の日本語勉強会を開催したいといふようなところが1個ございます。

あともう1点が多文化子育てサロン事業といふような形で、孤立してしまいがちな、お父さん世代とかは会社でつながりができ、子供たちは学校でつながりができるんですが、なかなか外国籍のお母さんにつきましては、どうしても閉じこもりがちになってしまうといふようなところがありますので、そういったところをケアするために多文化子育てサロン事業というものを計画しております。こちらにつきましては、令和2年3月27日に高浜市と多文化共生社会の推進に関する連携協定を結んでおります公益社団法人 트레이ディングケアさんと連携をしてやっていきたいと考えております。実際の実施場所につきましては、ちょっと今現在検討しておりますが、その中でも候補としては市役所の会議棟であったり、これまでも 트레이ディングケアさんは昨年度月1回、Tぽーとさんの空きスペースを活用して日本語勉強会というものを無料でされておりましたので、そういったところを活用して、このようなことを開催していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 次ページの10款5項社会教育費の中の生涯学習機会提供費なんですが、委託料として地域交流施設運営業務委託料が増額されていて、たしか先日の説明では、サブアリーナ分の委託事業料という御説明があったかと思うんですけども、これの積算根拠をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 地域交流施設運営業務委託料の増額の根拠ということでございますが、1月からサブアリーナの供用開始に伴いまして管理範囲が増えるということで、主には人件費になります。目安としましては、大体4時間程度の人員配置増ということを考えております。あと、それ以外としましてはサブアリーナ等で使用する消耗品になります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 新規事業のナンバー3の小学校のICT教育推進事業等についてですけども、前回の補正で、たしか小学校の高学年と中学1年生の事業費が上がっていたんですけども、それに引き続き今年度、全校に全員ということなんですけれども、これがこの計画では10月から端末等の借上げというふうになっておるんですけども、前の補正分も含めて、実際10月からこういった事業が推進できるのか、そこら辺のことを少しお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 今のお尋ねは、タブレットの端末が手配できるかどうかということによろしいですか。

事業者に聞いてみますと、生産は元に戻っておりますのでタブレットは9月か10月には手配できるということでございますので、そのような手はずで進めていこうと考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

6番、柴田議員。

○6番（柴田耕一） 今のは、要するに全校全て10月にある程度手配できるという考えでいいですね。この追加分だけではなくて。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 端末の手配は全児童・生徒1人1台確保できるんですけども、実際、回線使用料等々がかかるものですから、当初入れるというのは3分の1程度、小学校5年生から中学校1年生を9月か10月に入れて、残りの学年は令和3年3月に入れる予定だったんです。ところが、6月5日に文部科学省から第2波、第3波が来るので児童1人1台そろえるというふうな方針が示されましたので、できる限り前倒しをして整備していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第46号から議案第49号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第49号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

す。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 議案第50号 調停の成立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第50号 調停の成立について御説明申し上げます。

本案は、高浜市青木町九丁目6番37の土地及びその土地に存する建物である賃借物の返還に当たり、相手方との民事調停を成立させるため議会の議決を求めるものでございます。

調停成立の方針につきましては、1点目、市は相手方に対し、賃借物の返還に際し解決金348万円を支払う。2点目、市は解決金の全額を調停成立後、速やかに相手方の口座に振り込むこととし、振込手数料は市の負担とする。3点目、相手方は市に対するその余の請求を放棄する。4点目、市と相手方との間に調停事項に定めるもののほか、債権債務のないことを互いに確認する。以上の4点でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 議案第50号 調停の成立についてお伺いいたします。

相手方との調停成立に向け、今回議案として提出されましたが、双方が合意できた要因、そして調停成立に向け、市としてどのような方針で挑んだのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回、合意ができた要因としては、調停に携わっていただいた調停委員の御尽力によるところが非常に大きいと思っています。双方の異なる主張を粘り強く聞き取り、また委員自ら現場にも足を運んでいただき、双方が納得できる金額を提示していただけたと思っています。その結果が今回の合意につながったものと考えています。

次に、調停の成立に向けての市の方針ですが、1点目としては、できるだけ裁判ではなく今回の調停の中で合意を目指すこと、2点目は、調停成立には議会の議決が必要であることから、合意内容については議会に御議決いただけるような内容であることを意識し、調停に臨むこととしました。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） それでは、今回の解決金348万円が市にとって妥当な金額であると考え、合意した理由を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回の解決金の金額は、市が平成30年度に原状復帰に要する事業費として予算計上した金額です。原状復帰についての考え方に市、相手方双方に隔たりがあったことから、予算の執行はいたしませんでした。今回のように調停にならなかった場合には、市として執行していた金額であり、市の弁護士とも金額の妥当性を検討させていただき、合意をさせていただくこととしました。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、市として執行していた額というお話があったんですけども、以前6月議会で市のほうの説明としては、あかおにどんの現状の状態でお返しをしたい、それから昔の瓦工場の倉庫の状態まで戻すということについては、不当な要求ではないかということなんですが、この戻すということが、この348万円ということではなかったのでしょうか、市の今の説明でいくと。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今、この348万円という数字を申し上げました。これは平成30年度予算に348万円を計上していたという金額であります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ105万2,000円を追加し、補正後の予算総額を225億6,910万円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより当初5月から予定していた議場でのペーパーレス会議における電算機器端末、以下タブレット端末と申し上げます。その借

り上げを10月からに変更したことに伴い、今年度、令和2年度の予算額を減額する一方で、令和3年度から令和5年度までの限度額を増額いたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。17款1項1目一般寄附金は、匿名の方から244万3,358円を御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。

20款4項4目雑入のタブレット端末借上料議員負担金は、当初5月から予定していたタブレット端末の借り上げを10月からに変更したことに伴い、5カ月分を減額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。1款1項1目議会費の3、議会運営事業は、5月から予定していたタブレット端末の借り上げについて10月からに変更したことに伴い、電算機器端末借上料などペーパーレス会議の実施に係る経費を減額いたすもので、4、議員研修事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のため、各常任委員会における行政視察等に係る費用弁償及び旅費を減額いたすものであります。

3款1項6目高齢者社会参加推進費は、議案第50号で申し上げましたものづくり工房あかおにどんの土地及び建物の返還に係る民事調停の解決金として348万円を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、6月20日から6月29日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、6月20日から6月29日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、6月30日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時42分散会
